

《資 料》

アメリカ大学図書館のライブラリアン

——ライブラリアンに関する研究に学ぶ——

神 立 春 樹

目 次

- 1 はじめに
- 2 専門職としてのライブラリアン
- 3 ライブラリアンの専門職化過程
- 4 収書方針の展開におけるライブラリアン
- 5 大学図書館活動の担い手—アメリカに学ぶ

1 はじめに

『楷 岡山大学図書館報』第19号（1994年4月）は、「図書館の収書問題をめぐって—鼎談と寄稿—」をテーマとした「蔵書をつくる」という特集を組んでいる。この特集は、収書の問題についての取り組みの経緯と課題設定を受けた3人の教員による鼎談と、6人の教員による論稿からなるが、そこでは岡山大学図書館における、よりよき選書、収集、蔵書コレクションの構築についての考え方の提示や提言がなされている。全体の基調は鼎談の見出し「蔵書の現状はミゼラブル—'93鼎談からの提案—」が端的に示すところの、岡山大学における図書館の不十分さに対する懸念である。蔵書数170万冊を数える、国立大学では12位という岡山大学にしてなおこの特集の見出しのようにみずから表現せざるを得ないことについては、図書資料購入のための予

算がわずかしか図書館に配分されないという国立大学図書館に共通の問題を前提とするが、それ以上に図書購入の財源はいわゆる研究費によるところの国立大学独特の予算制度の運用上の工夫がきわめて乏しいということにその要因がある、とあってよい。

大学図書館の図書は大きくは研究用図書と学生用図書とに大別される。国立大学における図書購入の財源は、図書館に配分されるものといわゆる教官研究費からなる。図書館への配分によるものは全購入額の1割程度で、9割近くがその他経費、すなわち教官研究費を主体とするものとなっている。⁽¹⁾蔵書構築には、まず図書の購入にあたっての財源の有効使用、購入における適切な選書が肝要であるといえる。多くの部分を占める研究費による図書購入が組織的・集団的に行われるか、個別に行われるか、また、図書館配分経費によるものが、十分組織的に行われているか、個別となっているか、このことが財源との関連での蔵書構築上での要点である。岡山大学の場合、教官研究費による図書購入は、学部ごとに、学科ごとに、講座ごとに、さらに教官ごとに、個別に行われ、そのような単位を越えた集団的・組織的に行われるということが少ないように思われる。そして図書館配分経費さえも学内に「公平」に配分され、これまた限りなく個別配分とさえなっていき、組織的・集団的に行われがたいといわざるをえない。⁽²⁾このようなことは岡山大学のみの問題ではなく、国立大学に多かれ少なかれ共通のことである。

このように図書館の蔵書構成の不十分さの要因が、図書購入費がいわゆる研究費にその大きな部分を依拠するという予算制度そのものにあるとはいえず、それを組み替えることによる学内の運用上の工夫は可能であり、少なからぬ大学でそれなりの工夫や努力がなされている。たとえば筑波大学の場合には教官積算校費の3.5%を図書館図書購入費として、新刊学術和書の迅速、かつ網羅的な購入を行う（これに積算校費の1%を当てる）のを初め、共同利用雑誌、そして参考図書購入費（これには2%を当てる）などを行っている。⁽³⁾岡山大学においてもこのような工夫が必要である。

つぎに、収書における図書館員の参加の問題である。図書館員は専門的業務を担当する、ことに大学図書館員は、研究を支えるのみでなく、学生の教育ということに深くかかわる業務であるということは、それなりに認識されながら、現実には、その専門性は認められることが少なく、事務官という官名のもとに一括され、一般事務と同じ扱いを受けることとなっている。また、図書の選定などの専門的業務に関わることも少ない。それは、先ほどの図書購入の財源が教官研究費に大きく依拠し、かつその使用が教官によってなされるということによるのである。このようなことでは専門性を育成することは困難であり、そのことは、また、教員が図書館サイドに選書を任すことにためらいを感じるということにもなるのである。図書館員の専門性の発揮は、まさしく図書購入費の在り方に深く関わっているのである。本学図書館は図書館員の図書選択への参加はきわめて小さい図書館であるが、財源問題の在り方とともに、図書館員の図書選択への参加を実現していくことが大切である。

大学図書館としての成熟度の低いわが国とは対蹠的に、欧米の大学図書館が成熟しているということを知っていた。1994年の6月、私は短期ながらアメリカの大学図書館を訪問する機会があった。アメリカの大学図書館を訪れて、まずは、その重厚な建物と内部の荘厳な雰囲気によって圧倒されるが、それ以上につよく感じ入ることはライブラリアンの専門職としての在り方である。図書館の最も重要な課題の一つはその蔵書構築であるが、この最も重要な仕事をライブラリアンが基本的に行なっていることである。⁽⁴⁾ 小論ではわが国大学図書館における蔵書構築におけるライブラリアンの主体的役割を実現していくうえでの教訓を得るために、アメリカの大学図書館における収書との関わりでそれを担う図書館員の問題について、これまでのわが国図書館人（図書館学研究者、ライブラリアン）の研究結果から学び、その在り方についての一つの整理を行なうものである。

2 専門職としてのライブラリアン

(1) 身分体系

欧米の多くの国々、ことに図書館先進国のアメリカについていえば、ライブラリアン (Librarian) は専門職としての地位を確立しているということはよく聞くことである。まさしくこのことがすぐれた図書館活動の源泉であろう。ライブラリアンの専門職としての地位は端的にはその身分体系に示されるようである。

関川雅彦氏によれば、大学図書館のライブラリアンは、多くの場合、その専門職として、ファカルティ・ステイタス (faculty status), あるいはアカデミック・ステイタス (academic status) のいずれかの身分体系にある、という。前者は、教員と同じ身分体系のなかに、教授、准教授、助教授、講師という身分をもち、同時に図書館の具体的なポジションについているもので、これは中西部の州立大学や地方の新しい大学などでよく見られ、後者は専門職として独立した身分体系で、私立の名門大学などでよく見られる。⁽⁵⁾たとえば、オハイオ州立大学の場合は前者で、ライブラリアンとして採用されると、通常、講師 (lecturer) か助教授 (assistant professor) の身分になる、エール大学は後者で、ライブラリアンは1から5までのランクにわかれる。⁽⁶⁾

岩猿敏生氏はこの図書館員のファカルティ・ステイタス、アカデミック・ステイタスの内容についてアメリカでの議論を記している。それによると、地位と肩書、昇進基準、身分保証 (tenure)、サバティカルの休暇、俸給表、祝日と休暇、教官会議への参加と代表、特別休暇、について教官との異同が基準となり、教官と同一であるか否かによって区分される。教官とすべての面において同一な場合に、ファカルティ・ステイタスをもつ、それ以下の場合、アカデミック・ステイタスをもつ、ということに要約される。⁽⁷⁾そして、図書館員を教官としての地位とタイトルの有無、待遇により三区区分する。第一はファカルティ・ランクで、教官の地位と肩書をもつ。第二はイクイバレ

ント・ランク (equivalent rank) で、教官の肩書はもたないが、図書館員だけの独自の身分体系があり、その教官の地位との相当関係をもつものである。たとえば、ライブラリアン V は準教授に相当するなどである。第三は、アシミレイト・ランク (assimilate rank) で、図書館員としてのタイトルと教官のランクを併用するもので、たとえば、“講師のランクをもつ目録係図書館員” というような任用のパターンである。以上のほか、この三つのパターンの混合型やファカルティ・ランクはもたないが、教官の特権の一部をもつ場合などの多様なパターンがある。⁽⁸⁾

ちなみに、私が訪問した東部の五つの大学のうちの一つ、ジャージー・シティ・ステイト・カレッジは、ライブラリアンは、準教授 (図書館学) ・館長、助教授・副館長、助教授 (図書館学) ・目録ライブラリアン、助教授・指定図書ライブラリアン、助教授 (図書館学) ・収書ライブラリアン、助教授 (図書館学) ・参考調査ライブラリアン、講師 (図書館学) ・定期刊行物公文書準ライブラリアン 2 名である。このほかに教員身分の併記のない参考調査・ライブラリアン、定期刊行物ライブラリアン、ライブラリアン II となっている。⁽⁹⁾

それではこのライブラリアンの身分体系の実態をみよう。岩猿敏生氏の論文「アメリカの大学図書館における academic status の問題」はアメリカの大学図書館におけるアカデミック・ステイタスとはどういうもので、それをどのように獲得してきたかを考察したものであるが、以下この論文によりみていこう。

岩猿氏は1960年代の二つの調査にもとづきこの身分体系の問題を考察している。

第一は、1966～67年度のアメリカ大学図書館に働く専任の専門職の図書館員 2,459 人を対象にした、そのステイタスに関する、シラー (Anita R. Schiller) という研究者によるアンケート調査の結果にもとづいて、当時の状況を記している。回答率93%というアンケート調査である。

その調査結果によると、なんらかのファカルティ・ランクをはっきりもつと答えたものは、51.2%（男54.8%，女49%）に及ぶ。職位別にみると、図書館長64.2%，副館長58.1%，その他の役職51.7%，一般の専門職43.7%，である。つぎに1単位以上のコースを教えている図書館員は324人とどまるが、その78.4%がファカルティ・ランクをもつ。コースを教えてない図書館員であってもその46.5%がファカルティ・ランクをもつ。さらに、回答者のうち81人が図書館学その他の分野の博士号をもつが、その75%がファカルティ・ランクをもち、しかも81人のうちの40%のものが教授のランクである。もつとも、はっきりしたファカルティ・ランクをもつとはいえ、準教授および教授のランクをもつ者ということになると全体の1割少しにしかすぎないという制約はある。⁽¹⁰⁾

以上より、1966・67年において、専門職図書館員の51.2%が、はつきりとしたファカルティ・ランクを得ており、上位の職位にある者、コースを教える図書館員ほどファカルティ・ランクを得ている比率が高く、また、博士学位をもっている図書館員はその40%が教授ランクであるというように、そのステイタスは明らかにきわめて高いといえるのである。

このように、ファカルティ・ランクをもつことに示されるような地位の確立があったが、岩猿敏生氏は、第二に、図書館員の教官の地位とタイトルとの関係についての、ヒント（Carl.W.Hintz）による区分と調査結果をも紹介している。図書館員の教官としての地位とタイトルの有無、待遇により三区区分する。そして研究図書館協会（Association of Research Libraries）のメンバー館71大学と、州立を主とする29大学、合計100大学についてアンケート調査をした（1968年発表）。回答87大学の結果は、図書館員にアカデミック・ステイタスを与えていない、または検討中という17大学を除いた70大学は、ファカルティ・ランクと教官タイトルを与えている大学は26、イクイバレント・ランクを与えているもの13大学、アシィミレイト・ランクを与えているもの7大学、その他24大学となっている。⁽¹¹⁾

以上、1960年代の後半の二つの調査結果から、少なくとも当時すでに、大学図書館員のアカデミック・ステイタス (academic status) は明確に確立されているというを知ることができる。

(2) 待遇

以上は身分体系であるが、つぎに待遇上の問題をみよう。

岩猿敏生氏は、図書館員と教官との待遇上の相違についての1967年のマダン (R. Madan) らによるアンケート調査にもとづき検討している。回答数183のものである。

まず、待遇事項について、図書館員の待遇が教官と同じか否かということについての結果をあげている。それによると、教官と同じという回答の比率は、肩書：65.0%，昇進方針：49.7%，身分保障：77.6%，サバティカル・リーブ：74.3%，俸給：29.0%，休暇：33.9%，教官会議：71.0%，特別給与：89.6%であり、他方異なるというのは、肩書：29.5%，昇進方針：27.9%，身分保障：15.8%，サバティカル・リーブ：20.2%，俸給：62.8%，休暇：62.3%，教官会議：17.5%，特別給与：4.9%，となっている。⁽¹²⁾

岩猿氏はこれにもとづき検討しているが、私なりに、教官と肩書が同じ65.0%という数字を基準に特徴をみる。特別給与、身分保障、サバティカル・リーブ、教官会議においてそれを上回る。すなわち、これらの項目については、教官と同一の肩書の獲得よりもより大きく獲得している。他方、図書館員と教官が異なるというのが、肩書の29.5%を大きく上回るのは、俸給62.8%，休暇62.3%で、これらは教官と同一の肩書を得ても独自である場合が大きいことを示す。勤務時間という項目はないが、これも大きく異なるであろう。身分的には同一であっても、図書館員の勤務形態は本来の教官のそれとは大きく異なるであろうからである。岩猿氏は、俸給における相違の大きさなどから、「したがって、faculty status の獲得といっても、その実質に

においては教官とかなりの相違があるとみななければならない」としている。⁽¹³⁾

これらのうちの昇進方針に関わり、昇進基準については、四つの項目について、基準となるか否かをみている。業務上の成果：なる74.9%，ならない7.6%，回答なし17.5%，高い学位：なる63.4%，ならない15.8%，回答なし20.8%，年功序列：なる43.2%，ならない35.0%，回答なし21.8%，研究・調査：なる35.5%，ならない45.4%，回答なし19.1%，となっている。業務上の成果を基準とするものが最多で、ついで高い学位である。教官では研究・調査がより重要な基準であろうが、図書館員の場合は、業務上の成果が最も重要な基準である。なお、このアンケート調査をしたマダンらは、その10年まえまでは昇進基準としてトップにおかれたのは年功序列で、それが3位に落ちていることに注目している、ということである。⁽¹⁴⁾この間の変化は図書館員の専門職としての地位の確立にともなうライブラリアンの評価の基準の変化ということであろう。

身分保障 (tenure) は、もともと、教授または準教授の地位をもつ教官にのみ恒久的な無期限のテニユアは与えられていたが、図書館員がファカルティ・ステイタスを獲得してくるにつれて、ファカルティ・ステイタスの内容の一つとして、また、図書館員の業務が知的自由を必要とする業務ということから、専門職の図書館員にテニユアが与えられてきた。研究・調査活動のための休暇は教員に固有のものである。図書館員がファカルティ・ステイタスを与えられ、教官としての特権と同時に責務を課される場合、問題となるのは、図書館員の研究・調査活動である。教官の場合、教育とともに研究・調査活動が重視され、その成果の発表が要請される。しかし、勤務形態の異なる図書館員に、同じ程度の研究・調査活動と成果の発表は期待できない。しかし、急速に変化しつつある社会に対応していくため、図書館もまた急速な変化を遂げることが不可欠で、そのために、図書館員にとっての継続的な研究・調査が必要である。1966年に行なわれた調査により、図書館員の調査・研究を奨励するという図書館長が半数に達していることから、アメリ

カの大学図書館はこの問題について、きわめて前向きである。しかし、図書館員の日常業務の中から、研究・調査のための時間を生み出すことは困難なことがある。図書館員の調査・研究のための休暇、ことにサバティカル・リープの問題となる。1966年のアンケート調査では、回答館52校中27校がサバティカル・リープを認めている。1957年の別の調査によると、サバティカル・リープが図書館員に与えることは比較的稀であるという結果がある。岩猿敏生氏は、この両者を直接的に結び付けることは問題があるとしながらも、図書館員にこのような休暇を認める大学が増えつつあることは推察できるとしている。⁽¹⁵⁾

なお、関川雅彦氏によれば、オハイオ州立大学では、ライブラリアンは1日2時間、週8時間までは勤務時間中に自分の研究を行なってよいことになっている。⁽¹⁶⁾

以上のことから、ライブラリアンの待遇は教員のそれとまったく同一ということではない。しかし、ファカルティ・ステイタスを付与されたライブラリアンは、それに相応しい待遇を得つつあることをここではみることができであろう。なお、ファカルティ・ステイタスが付与されたとはいえ待遇のすべての面で教員と同一であることの当否はそれ自体として議論がある。この点については後に触れる。

3 ライブラリアンの専門職化過程

(1) ライブラリアン・シップの確立過程

以上のように、アメリカ大学図書館のライブラリアンは専門職として確立しているが、それは一つの歴史的所産である。

書物や読書について学生の相談に応じたり、指導したりすることは図書館員にとってきわめて重要なことであり、このような大学図書館員の業務というものは、それ自体、教授としての業務であるという考え方は、すでに1878

年に表明されており、1891年には、図書館員の職務は教授の職務と並ぶべきものだと、はっきり言い切る学長も現われた。さらに、今世紀の初めになると、図書館長に正式の教官のタイトルを与えるところまでには至らなかったが、ファカルティ・メンバー (faculty member) とみなす傾向がはっきりと出てきた。岩猿論文には、このうよな、アメリカの研究者の見解が紹介されている。⁽¹⁷⁾ 岩猿氏は、1910年代までは、一般の図書館員にアカデミック・ステイタスを与えることはきわめてまれであったのに、1930年代にはかなり進んだ、としてその原因を記していく。それは1920年代から30年代にかけてのアメリカの大学および大学図書館の経た大きな変化であるとし、図書館員の養成の進歩と大学における教育方法の改革に注目していく。前者としては1928年のシカゴ大学の博士課程をもつ図書館学校の設置が重要である。ライル (Gay R. Lyle) の、1920年代をアメリカの大学図書館の歴史における一つの転回点とみなすという見解によりつつ、大学における教育方法の改革をみていく。1920年代は学生数、教官数の増大と、蔵書数の急激な膨張があり、それは“図書館利用における革命”をもたらした。学者で素人の館長から新しいタイプである専門職の bookman の館長があらわれるようになったのも20年代である。30年代から学生の図書利用が急増し、教育方法の変革は、たんに図書館利用の増大をもたらすだけでなく、図書館が教室と同じく重要な教育の場となり、大学の教育方針と結びつくことによって、図書館員の業務も学生教育の重要な部分を占めるものになってくる。図書館員は teaching with books の方式で、教官と並んで、直接的に学生教育に参加するものになってくる。このことが、図書館員自身の意識を変革していくとともに、図書館員の業務に対する学内一般の認識を変革させていくことになる。図書館員のアカデミック・ステイタスの問題が前面に出てくる。⁽¹⁸⁾

このアメリカの大学図書館のライブラリアンの専門職化については、大城善盛氏の論文がある。「大学図書館司書の専門職化研究」という一連の研究の「アメリカにおけるライブラリアンシップの発達」、「アメリカにおける大

学図書館司書の待遇の変遷」という二論文である。専門職化に不可分に関係しているライブラリアンシップの学問化過程を主内容とするのが前者であり、専門化推進の最重要要件である待遇問題を扱うのが後者であるが、もちろん両者は密接に結びついている。これらによってみよう。

大城善盛氏は、アメリカのライブラリアンシップは今世紀に三回の大きな歴史の変遷を経た、第1期は1923年から1933年頃、第2期は1946から56年、第3期は1965年からおそらく75年頃までである、というダルトン（Jack Dalton）⁽¹⁹⁾という研究者の見解にそいつつ、1920～1930年代、1956～1960年の二つの時期を通じてライブラリアンシップの歴史の変遷を詳細に紹介する。その展開を追ってみよう。

1923年は「ウィリアムソン報告」が発表された年であり、1933年は ALA が図書館学校の最低基準を公表した年である。そしてこの間の1926年にシカゴ大学大学院図書館学校の設立があった。ウィリアムソン報告は、調査した15の図書館学校は、きわめて貧弱であることを明らかにしたもので、ウィリアムソン（Charles C. Williamson）は、またその認定基準のレベルアップと、基準審査をアメリカ図書館学校協会から ALA（アメリカ図書館協会）に譲渡することを勧告した。アメリカ図書館学校協会と ALA はそれを積極的に受けとめ、ALA に図書館学教育部を設置し、最低基準を設定して認定業務を開始していく。この ALA 図書館学教育部の活動が、ライブラリアンシップの学問化に大いに貢献した。そして1926年にシカゴ大学大学院図書館学校が設置される。カーネギー財団の拠金によって設立されたこの図書館学校における研究はめざましかった。図書館学の学としての深化に著しく寄与したこの図書館学校の設立はアメリカにおけるライブラリアンシップの学問化の一里塚となった。そして1940年までにイリノイ、コロンビア、ミシガン、カリフォルニアの各大学に大学院課程の図書館学校が設置されていく。1927年に認定された15の図書館学校の学生数は840人で、その74%の616人が大学卒業者であるなどと前進しているが、しかし、15校のうち5校が公共図

書館内に設置されているなど、図書館学が大学教育の一環として広く認められるには、1930年代を待たねばならなかった。⁽²⁰⁾

1933年には認可基準の改訂があり、図書館学校は4年制学士課程、5年制学士課程、修士課程の3つのタイプとなった。1935年の図書館学校は25校であるが、上記のタイプ別では、それぞれ11校、10校、5校である（1校が二つの課程として認可）。1928年から45年のALA認定図書館学校の卒業生は2万243人、その87%の1万7712人が学士以上の学位取得者であり、証書という者は1938年の66人を最後に以後はゼロとなっている。このように1930年代になると図書館学は年を追って大学教育の一環に組み入れられていった。この間修士学位取得者935人、年平均52人ほどであり、また博士学位取得者も40人いるが、学士学位取得者が82%であることなどから、アメリカのライブラリアンシップは1930年代には大学教育の中に定着したものの1945年まではまだ学士課程の学問として位置づけられているにとどまった。そして、専門的学問群ごとの5年制学士、修士、博士の課程別卒業者数における、図書館学の卒業者構成からみて、図書館学は専門職的学問群の中で下位に列していた。⁽²¹⁾

第二の大きな時期は1946～60年である。1946年は、図書館学教育に関する二つの重要な調査研究が発表された年である。ウィラー（Joseph L. Wheeler）の「図書館学教育の発展と問題」とダントン（J. Periam Danton）の「図書館学教育」というこの二つの研究は、ライブラリアンシップは教官内部においても学問としての認識がまだ十分ではなく、そのためにカリキュラム編成に問題があり、教育内容が学問というより技術的訓練の傾向があるなどという内容であった。このほかにも、図書館学教育が直面している問題を批判的に論じ、カリキュラムの再編を提唱する著論がでた。このような図書館学教育に関するいくつかの優れた調査研究とともに、図書館学教育をテーマとした重要な学会がいくつか開かれた。その一つであるプリンストン会議の要望を受けてALA図書館学教育部は、1951年に新基準を策定、公表

した。それは、基本的な図書館学教育は高校卒業後5年とすること、専門的図書館学教育は1年とし、広い教養を身につけた4年制大学卒業者を入学資格とすること、その1年間の教育はあらゆる種類の図書館への適応を可能とする基本的理論的専門教育であること、学位は従来の5年制学士を廃止し、修士とすること、であった。1946～60年のALA認定図書館学校の卒業生数2万0359名、うち学士課程6269人、修士課程1万3998人、博士課程92人であるが、1951～60年のみでは、1万5043人、うち学士課程2205人、修士課程1万2760人、博士課程78人で、修士課程が85%を占める。経年的には1951年には修士課程が学士課程を上回り、1957年からは学士課程はゼロとなり、大学院課程が資格要件となった。専門職としての大学教官が修士号を資格要件としていることを念頭におくと、このような数字は図書館学が専門職的学問として、ついに1950年代に確立されたことを裏付けている。しかし、そうではあるが、なお博士課程が微少であることから、他の分野に比べて、学問的深さにおいてまだ劣っている、そして1960年以降のアメリカのライブラリアンシップの一つの課題は、博士課程への模索だと思われる。⁽²⁾大城善盛氏は以上のように述べている。

以上岩猿、大城両氏の研究論文によって整理を行なったが、それにより、ライブラリアン教育が1930年代に大学教育の一環に組みこまれ大学教育の中に定着したこと、1951年の新基準において図書館学を修士レベルとし、57年には学士課程卒業生はゼロとなり、1950年代には図書館学が専門職的学問として確立している、ということを知ることができた。私はこの1930年代、あるいは1950年代ということに、驚異の念を抱かずにはいられない。

(2) 待遇の変遷と向上の背景

大城善盛氏の「アメリカにおける大学図書館司書の待遇の変遷」という論文はライブラリアンの専門化推進の最重要要件である待遇問題を扱う。以下それによってみていこう。

大城善盛氏は、ワークス (George Allen Works) の1927年の18のエリート大学の図書館についての調査、連邦政府教育局の1930年の48のランド・グラント大学図書館についての調査 (ランド・グラント大学とは、1862年のモリル法〔農工学振興政等をうち出した連邦政府が、農工科大学と創建する州には校地を無料で提供するという法律〕によって創建された大学)、ランドル (William M. Randell) の1932年の179のカレッジの図書館についての調査という三つの調査報告により、1930年代初期の大学図書館における処遇状況を検討している。エリート大学では図書館長は教授以上の給与を支給されているが、課長クラスの司書は助教授より低い給与であった。ランド・グラント大学では図書館長はせいぜい教員格というくらいで、地位、俸給ともに教授にはるかに及ばず、課長クラスの司書は給与の点だけでも助教授と大差があり、専門職的待遇からはほど遠かった。カレッジでは図書館長にさえ教員格の待遇をしている大学はそう多くはなかった。一般の専門司書は、大学の種類に関わらず、補助員 (library assistant) よりは優遇されていたが、専門職的扱いはまったく受けていなかった。⁽²³⁾

大城善盛氏は、1930年代初頭の司書の専門職化にほど遠い状況にあった要因としてつぎのことをあげている。第一に、大学図書館の規模・蔵書数等がそれほど大きくなく、図書館員も多くなかった。図書館の教育的機能は理解され難く、図書館運営面でも高度の運営能力は必要視されなかった。第二に、大学教育の図書館に対する偏見で、図書館とは図書を保管する場所であり、その教育的機能を認めないということ。第三に、図書館司書の資質の低さである。まだ図書館学は学問としては浅く、専門司書と呼ばれていた司書に専門職に値するだけの専門的知識・技能を持っている者が少なかった。第四に、図書館長の認識不足。図書館長に図書館学を修めた人が少なく、司書の専門性についての認識が欠け、専門化の観点から最も重要なポストにいな⁽²⁴⁾がら、ブレーキになっていることが多かった。

大城氏は続いて1940年代の初期について、マロイ (Miriam C. Maloy) の

1939年の司書の地位についての調査，ALAの1939年の給与についての調査，という二つの調査にもとづいて検討している。

1940年代初期においては，約40%の大学において一般の専門司書でさえファカルティ・ステイタスを与えられ，給与の面でも相応の待遇を受けいる。ファカルティ・ステイタスを与えていない大学においても，司書の給与は*いぶん*改善された。1930年代初期と比較すると格段の進歩であり，比較的専門職に近い待遇を得ていた。しかし，給与以外の恩典，すなわち，契約期間，勤務時間，サバティカル休暇の点では専門職に*ふさわしい*待遇はまったく得ていなかった。⁽²⁵⁾

このような司書の待遇向上の要因について，つぎのように述べている。

第一は，アメリカにおける高等教育の急速な改革である。第一次大戦後大学教育の拡大とそれともなう教育課程や教育方法における改良，大学院課程の発達があった。学生数の増加，図書館閲覧者の増加，要求も複雑化し，司書のサービスの重要性，図書館の教育的機能が認識された。第二は，司書の資質の向上である。すでにみたように1930年代にアメリカの図書館学は画期的な学問化をなすとげ，大学教育の一環に組み込まれ，専門的学問群の仲間入りをした。ALA 認定の図書館学校を卒業した司書は専門的技能を身につけていた。第三は，ALA の活動である。ALA は図書館学の学問化に大いに貢献するとともに大学図書館司書の専門職化にも*不断の努力を重ねた*。⁽²⁶⁾

続いて1950年代について，1950年のステイグ (Lewis F. Steig)，1951年のランディ (Frank A. Lundy) など数種類の調査，連邦政府教育局，大学専門図書館協会などによる給与表などにもとづいて検討している。それによると，1950年代の前半には50%の大学が，後半になると55~60%の大学が専門司書にファカルティ・ステイタスを与えていた。給与の面でも相応の改善がみられた。ファカルティ・ステイタスを与えられた専門司書は，給与，有給病休，退職制度等で教員とほとんど同等の待遇を受けている。しかし，契約期間やサバティカル休暇では教員と比較できる段階では*なおなかった*。⁽²⁷⁾

待遇改善をもたらした要因は何か。1940年代の待遇改善の要因が、その後も加速度的に作用した。第一は、情報の増大と高等教育の拡大である。第二次大戦後のマス・メディアの発達や出版物の爆発的な増大は、蔵書の膨大化、図書館の増築をもたらし、専門司書の手助けなしには大学教員でさえ、図書館を十分に利用することは不可能となった。教育方法もますます改良されて図書館中心の教育が多くなり、また、図書館が重要な大学院教育も戦前には思いも及ばないほど発達した。第二は、専門司書の需要と供給のアンバランスである。すなわち、膨張し高度化する大学図書館の必要とする専門司書の養成がたちおくれた。このような状況のなで、有能な司書を獲得するために各大学は司書の待遇を改善しなければならなかった。また、すべての点で不利であったカレッジや教員養成大学ではファカルティ・ステイタスを与えることによって優秀な司書を獲得しようとした。第三は、大学図書館協会と ALA の活動である。司書を専門職として待遇するにいたる過程での、図書館長はじめ大学担当者のそれ相当の認識が必要であった。大学図書館協会や ALA は、出版物における論文や調査書、統計などを発表して、啓発に努めた。⁽²⁸⁾

以上によって、つぎのことを知ることができた。アメリカにおいては、第一次大戦後の大学教育拡大、大学院課程の発達、教育方法の改革、第二次大戦後の情報増大という発展に並行して、図書館司書の養成が大学教育に定着し、それは大学院レベルへと高度化して資質・能力の高い専門司書が育成された。専門司書の助力なしには教員も図書館を十分利用できず、また、学生の教育に専門司書を必要とする状況のなかで、専門司書はライブラリアンとしてのファカルティ・ステイタスを獲得していった。ライブラリアンの専門職化、ファカルティ・ステイタスの獲得はこの大学教育の拡大期における教育方法の改革との結びつきにおいて実現してきたということが教訓である。

4 収書方針の展開におけるライブラリアン

河井弘志氏の論文「大学図書館の収書方針の発展」は、1930年代以来の40年をこえるアメリカ大学図書館の図書選択方針に関する議論、あるいは図書選択方針そのものを歴史的にあとづけたものである。

この論文は、バットン VS. フレミング論争、総合大学の収集方針論、小規模図書館の収集方針、ハーバード大学の収集方針、収集方針シンポジウム、収集方針の実態調査、リベラルアーツ・カレッジ図書館の収集方針、「大学図書館基準」、教育大学の収集方針、開架図書の収集方針、大学院図書館の収集方針、学生図書館の収集方針、コミュニティ・カレッジの収集方針、あとがき、からなる。それらの検討を通じて、「大学図書館の収集方針は、まず総合大学図書館によって基本が示され、これがカレッジ図書館、部局図書館、コミュニティ・カレッジ図書館へと波及した。1970年には既に各タイプ別の収集方針の範例が出来ていたと⁽²⁸⁾言っている」、⁽²⁸⁾「1970年以後、収集方針は急速に膨大化し、規定も細部にわたり、従来原則論の方針から、業務マニュアル的規定に変わっていく傾向が現われた。また先進的な大学図書館では、既に収集方針の改訂期に入っている」⁽³⁰⁾、さらに、「しかしかくの如き『飛躍的』発展も、内容に立ち入って分析してみると、結局はハーバードの収集方針に示された原理の単なる量的発展にすぎず、現代の収集方針の原理の基本は既に1970年までの収書方針史の中に一通り出揃っていると⁽³¹⁾言っている」、⁽³¹⁾という結論に至っている。

ここで強調されているハーバードの収書方針であるが、これは図書館長メトカーフ (Keyes Dewitt Metcalf) の主導のもとに、1952年に全学的な収書方針が作成されたというものである。メトカーフは1889年生れ、ニューヨーク公共図書館図書館学校卒業後、24年間ニューヨーク公共図書館に勤務、1937年ハーバード大学図書館長となり、1942～43年には ALA 会長をつとめた。⁽³²⁾

私には、この、その後の基本となる収集方針がこの1950年初頭に作成されているということが重要であると思われる。1930年代にはライブラリアンシップは大学教育の中に定着し、40年代には大学院教育に入る、そして1940年代の初期には約40%の大学で一般の専門司書がファカルティ・ステイタスを与えられ、それ相応の給与を受けるまでになっているという専門職化が進んでいるという時期である。すぐれた図書館長の主導のもと、専門職化した専門司書によってこそ、初めて収集方針という重要なものが作成され得たのではないか。

この歴史をみて、もう一つつよく感じたことがある。それは、大学図書館の収集方針が確立されてくる40年間の歴史的過程は、教員とライブラリアンの図書選択権をめぐる対立と調整、さらにいえば後者が前者の図書選択独占権を制限・解消する過程であったろうということである。河井弘志氏の論文により、大学図書館における図書選択をめぐる論争として、1930年代のパッテン (Nathan van Patten) とフレミング (Thomas P. Fleming) の論争をみる事ができた。スタンフォード大学図書館長パッテンは、教育・研究コレクションのための図書予算は各学科へ配分されるが、この配分方法は往々にして固定化する傾向があるのでこの予算配分法を嫌い、全体を一本の予算とし、各学科から出される購入要求を図書館長が調整して購入決定する集中管理方式を「より満足できる方式」としている。元来図書選択業務は図書館長とその同僚の任務と考え、教員対司書という対立関係はほとんど意識していない。これに対するフレミングは図書費集中管理論をとりあげ、一学科が図書費を独占してしまう危険性があるとして、学科配当分と館長管理分に二分する案を提案した⁽³⁸⁾。収書にあたっては予算配分権や選択責任があるなどで、図書館司書サイドからは教員からライブラリアンへの選択権の移行が収書方針と関連する重要な問題であった。このように、図書選択をめぐる教員とライブラリアンの対立と調整、後者への収斂という過程は、先にみたライブラリアンシップ、ライブラリアンの専門職としての確立過程を背景としている

といえよう。私には、それなしには、収書方針というに相応しい収書方針の樹立もあり得ない、と思われる。

5 大学図書館活動の担い手—アメリカに学ぶ

今日の日本の大学図書館は不十分であり、その抱える問題は多々あろうが、その一つに収書があることは周知であることといえよう。それは予算の規模や予算制度などの財源問題に起因するところが多いが、収書のシステムの問題がより重要な要因といえよう。それは、収書の中心となるべき、それを大きな専門的領域とすべき図書館員が参加していないことにあると思われる。

この問題は当然ながら図書館人からは早くから問題として意識、あるいは認識され、そして提起されてきたことである。つとに1972年に、今まど子氏は、つぎのように述べている。大学図書館は一般的な資料から専門図書館にも優る高度な専門資料まで幅広く、限られた予算の中で収集しなければならないところに図書選択の難しさがある。しかし、大学図書館の図書選択を実際に行なっているのは教員で、図書館には受入係はあっても選択係はなく、図書館が蔵書構成を主体的に行っているところはほとんどない。蔵書構成の盲点を明らかにし、図書館側が図書の選択権を得るに可能な方向を考え、学部学生のためのバランスある蔵書構成のためには、図書館員の主体的関与が不可欠である。ところで欧米であるが、たとえばドイツの主だった総合大学の中央図書館では数人のレフェレンテン (Referenten) と呼ばれる人達が図書選択にあたり、教員はまったくタッチしない。わが国も「現在のように図書館員が図書選択に全く関与していない状態から、少しずつでも選択権を得る方向へと努力を進めるべきである。……」, 「図書館員の質の向上と教員との Relation の改善という二つのポイントが図書館員と教員の両方から検討され解決されていかないかぎり、図書館業務の根本中の根本である図書選択

と蔵書構成は論じられないのではあるまいか」⁽³⁴⁾。

小論はこの取書にあたっての図書館員の主体性が重要と考え、この問題のアメリカでの状況を学んだ。依拠した諸論文、すなわち前掲の関川雅彦「米
国大学図書館の組織について—“人”の問題を中心に—」、岩猿敏生「ア
メリカの大学図書館における academic status の問題」、大城善盛「アメリ
カにおけるライブラリアンシップの発達」「アメリカにおける大学図書館司書
の待遇の変遷」、河井弘志「大学図書館の取書方針の発展」のいずれもが、真
のわが国の大学図書館の創造をめざす図書館人（ライブラリアン・図書館学
研究者）の研究的営為の所産である。そして問題をよりよき取書・収集、蔵書
構築という観点からそれを実現するためにはライブラリアンの専門職化なし
にはあり得ないということからの、ライブラリアンの academic status の問
題について学ぶことができた。よりよき教育研究を展開していくうえには、
ライブラリアンの専門職としての確立が不可欠である。この status 問題は
国立大学図書館協議会でも論じられている問題で不断に追求されなければなら
ない。

その際に、ライブラリアンが専門職でなければならない論拠とそれに相応
しい資質の向上の問題がある。そして academic status をめざすに際しては
教員との異同をも明確にしなければならない。この点については、ライブラ
リアンの専門職化を追求するサイドからも問題点として指摘されているとこ
ろである。たとえば、すでにファカルティ・ステータスを与えられているア
メリカ大学専門司書は、しかし契約期間やサバティカル休暇では教官と同一
ではないということを受けて、「もっとも、行政職的面も備えている司書職
において、あらゆる点で教員と同等であるべきだという考え方が、専門職と
しての司書の進むべき道かどうかは、議論の余地があると思われる」⁽³⁵⁾、「図
書館員は、世上よく例にひかれる医師や弁護士などの自由業とは異なり、図
書館という組織を離れては存在せず、また大学教授や学校の教師とも違い、
非常に特異な専門職であると言うことができる」⁽³⁶⁾などという指摘がある。

関川雅彦氏は、図書館員の身分のファカルティ・ステイタスとアカデミック・ステイタスの両者の位地についてつぎのように論じている。同じく専門職員としての図書館員でありながら、この二つの身分については、日本人はともすると前者の方が後者よりも上ととりがちである。また ALA も図書館員の地位向上という意味から、前者の獲得を目指している。そして後者は前者へ至る過渡的な状態にあり、将来的には前者に統一されるという見方があった。しかし、日本人が考えるほどの意識はなく、また、必ずしも教員と同じ身分にこだわる必要はない、将来的にはファカルティ・ステイタスの身分に統一されるであろうという願望を含めた予測についても、現在は必ずしもそうではないし、むしろ否定的な答が多かった。そして、「ある有名私立大学の図書館長が、我々の本務は研究にあるのではなく、また研究者のように基本的に個人単位で仕事をするのではなく組織で仕事をするのである、従って自分は Faculty Status には必ずしも賛成できない、と語ったのが印象的だった」⁽³⁷⁾。関川氏はこのようにと記している。ここには大学図書館員の図書館員が専門職としての地位を確立することこそが重要なのである、というアメリカのライブラリアンの矜持と、専門職として地位を獲得しそれに相応しい仕事をしているということから来る自信のほどが示されているように思われる。

1971年に、国立大学図書館協議会の司書職制度調査研究班は、大学図書館の専門職として大学図書館司書官制度の設置を提案している。それによると、現在大学の事務職員であって6等級在級3年以上の者のなかから、文部省と人事院の共催による国家試験の合格者を分離して、新たな職種として1級司書官、2級司書官、3級司書官を設ける。司書官となるための受験資格としては、3級司書官は4年制大学卒業者、2級司書官は修士課程、1級司書官は博士課程修了または同程度の学力を要する。その後の昇格については、長期研修と試験および業績を考慮して決定するが、いずれの場合も経験年数5年以上を必要とする、というものである。⁽³⁸⁾アメリカの大学図書館のラ

イブラリアンの専門職化は、大学膨張期にその教育方法の改革と結びついて実現してきたといえるが、わが国の場合もことに高度成長期からの大学膨張期が図書館職員の専門職化のチャンスであったろう。私がこの問題に関連するわが国の文献をみるながで、この小論で依拠した論文の多くが1970年代のものであることが、私には印象的である。まさにわが国高等教育の膨張期である。図書館人はこの問題の重要性の認識と解決の方向を求めたのであろう。このような研究の成果や提案にもかかわらず、改善はなかったといえよう。いまや、大学は量的拡大は終り、むしろ縮小期に入る。この時期にライブラリアンの専門職化が実現されなければならないとすると、それは容易ではないであろう。1991年6月の大学設置基準の改訂、いわゆる設置基準の大綱化に、大学図書館専門職員の地位の向上と、専門職員による利用者教育の結合を読み取るという見解⁽³⁹⁾もあるが、質の向上が課題となる今後⁽³⁹⁾にその実現されていくであろうか。

適切な収書システムがなく、また、図書館職員の図書選択への関わりがきわめて小さいことがわが国大学図書館の蔵書構成の不十分さ、歪みをもたらしてきた。そして図書資料の出版はますます増大し、限られた予算での有効購入はいつそう重要課題となった。適切な収書システムがないことと図書館司書が収書に参加しないこととの理由の根源は国立大学の場合、予算制度の問題がある。しかし、これは学内の措置により、各大学で大幅に改善できる問題である。予算をある程度集中し、司書が図書選択を大幅に行なうこと、このことが図書館の蔵書構築のために必要である。それには図書館専門職員の力量が問われるが、このようなことへの参加が力量を向上していくことになる。アメリカの大学図書館の専門司書がアカデミック・ステイタスを獲得し、それによって大学図書館が大学における教育研究を支え得るものとなったように、わが国においてもそれは実現されるべき課題である。そのためには図書館専門司書の行なうべき専門業務への参加とそれによる資質向上が必要である。各大学で追求すべきことがらであろう。

註

- (1) 『平成3年度大学図書館実態調査結果報告』(文部省学術国際局学術情報課 1992年3月)によれば、国立大学の平均で、図書資料費2億1,894万のうち、文部省からの配当2,526万円、その他経費からの配当1億9,080万円で、それぞれ11.5%、87.1%である。
- (2) 拙稿「岡山大学付属図書館における取書の在り方—岡山大学における人文社会科学系の研究条件の整備の一環として」『岡山大学経済学会雑誌』第24巻第4号 1993年。
- (3) 『筑波大学図書館報 つくばね』第19巻第12号 1993年12月。
- (4) 拙稿「アメリカ大学図書館活動の一観察—アメリカ大学図書館訪問記—」『岡山大学経済学会雑誌』第26巻第3・4号 1995年 はこの見聞を記したもの。
- (5) 関川雅彦「米国大学図書館の組織について—“人”の問題を中心に—」『大学図書館研究』XLIII 1994年3月 47~48ページ。
- (6) 関川雅彦 前掲(5) 論文 50ページ。
- (7) 岩猿敏生「アメリカの大学図書館における academic status の問題」『大学図書館研究』第1号 1972年 1ページ。
- (8) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 5ページ。
- (9) 拙稿 前掲(3) 論文 422ページ
 ジャージ・シティ・ステイト・カレッジのライブラリアンの図書館員としてのタイトルと教員身分表示の原文はつぎのとおりである。
 Associate Professor of Library Science, Director of Forrest A. Irwin Library
 Assistant Professor/Assistant Director Library
 Assistant Professor of Library Science, Catalog Librarian
 Assistant Professor, Reserve Librarian
 Assistant Professor of Library Science, Acquisition Librarian
 Assistant Professor of Library Science, Reference Librarian
 Instructor of Library Science, Assistant Periodicals and Document Librarian
 Instructor of Library Science, Assistant Periodicals and Document Librarian
 Reference Librarian
 Reference Librarian
 Librarian II
 『Undergraduate Bulletin 1992/1994』(Jersey City State College)による。
- (10) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 4ページ
- (11) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 5ページ
- (12) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 5ページ。
- (13) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 5ページ。
- (14) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 5ページ。
- (15) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 6ページ。
- (16) 関川雅彦 前掲(4) 論文 50ページ。
- (17) 岩猿敏生 前掲(5) 論文 7ページ。

- (18) 岩嶺敏生 前掲(5) 論文 8~9ページ。
- (19) 大城善盛 「アメリカにおけるライブラリアンシップの発達—大学図書館司書の専門職化研究1—」『図書館界』第28巻第5号 1977年1月 183ページ。
- (20) 大城善盛 前掲(18) 論文 184~185ページ。なおシカゴ大学図書館学校の開校は28年からである(『図書館ハンドブック』増訂版 1965年 844ページ)。
- (21) 大城善盛 前掲(18) 論文 185~187ページ。
- (22) 大城善盛 前掲(18) 論文 187~189ページ。
- (23) 大城善盛 「アメリカにおける大学図書館司書の待遇の変遷—大学図書館司書の専門職化研究2—」『図書館界』第29巻第6巻 1978年3月 234~237ページ。
- (24) 大城善盛 前掲(22) 論文 237ページ。
- (25) 大城善盛 前掲(22) 論文 237~239ページ。
- (26) 大城善盛 前掲(22) 論文 239~240ページ。
- (27) 大城善盛 前掲(22) 論文 240~241ページ。
- (28) 大城善盛 前掲(22) 論文 241~242ページ。
- (29) 河井弘志 「大学図書館の収書方針の発展」『大学図書館研究』第26号 1985年5月 44ページ。
- (30) 河井弘志 前掲(28) 論文 45ページ。
- (31) 河井弘志 前掲(28) 論文 45ページ。
- (32) 河井弘志 前掲(28) 論文 34ページ。
- (33) 河井弘志 前掲(28) 論文 30ページ。
- (34) 今まど子 「図書を選択権を得るために」『図書館雑誌』第66巻第9号 1972年9月 6~7ページ。
- (35) 大城善盛 前掲(22) 論文 241ページ。
- (36) 光斉重治 「大学設置基準の大綱化と図書館の専門的職員」『大学図書館研究』XLI号 1993年3月 21ページ。
- (37) 関川雅彦 前掲(4) 論文 48ページ。
- (38) 高島正夫 『大学図書館の運営』1985年 104ページ。
- (39) 光斉重治 「大学設置基準の大綱化と図書館の専門的職員」。『大学図書館研究』XLI 1993年3月。